

分担金・拠出金の名称	国際熱帯木材機関(ITTO)分担金	評価	B
拠出先の国際機関名	国際熱帯木材機関(ITTO)		
国際機関の概要	<p>(1) ITTOは、「1983年国際熱帯木材協定」(85年発効)に基づき1986年に設立された我が国(横浜)に本部を有する国際機関。 (2) 熱帯林の持続可能な経営を促進し、合法的な伐採が行われた森林からの熱帯木材の国際貿易を発展させるため、木材生産国と木材消費国との間の国際協力を促進。 (3) 「1994年国際熱帯木材協定」を継承する「2006年国際熱帯木材協定」が2006年1月に採択され、2011年12月7日に発効した。 (4) 「2006年国際熱帯木材協定」の加盟国は、生産国33か国、消費国37か国の計70か国及び欧州連合となっている。</p>		
拠出により我が国が期待する成果目標及び活動指標	達成状況		
<p>1. (1) 成果目標: 環境分野における我が国重要外交課題遂行の促進(熱帯林保全に向けた国際協力を実施。特に、持続可能な森林経営促進のための生産国の能力強化支援及び森林減少及び森林劣化の抑制プロジェクトを推進し、途上国の経済発展と環境の両立を支援する。)に資する事務局の運営</p> <p>活動指標: 熱帯林の持続可能な森林経営を促進するためのプロジェクト等遂行のための効率的・安定的な事務局及び理事会の運営支援、熱帯林経営に関するガイドライン等の策定・普及</p>	<p>・我が国の重要外交課題の一つである、地球環境の重要な要素たる熱帯林保全の推進のため、持続可能な森林経営(SFM)を促進することが重要である。本分担金により、ITTOは熱帯林経営に関するガイドラインを策定・更新しており、また熱帯林保全の推進に関する専門的な定期刊行物を発行し、加盟国への情報共有が推進されているなど、ITTO事務局が安定的に運営され、右課題解決に資する活動が行われている。</p>		
<p>(2) 成果目標: 我が国の基本的立場を事業計画の策定に反映(意思決定における我が国のプレゼンスを高める。)</p> <p>活動指標: 意思決定の場における我が国の意向の反映</p>	<p>・理事会や各種コアメンバー会合に、ホスト国として毎月積極的に参加し、我が国のプレゼンスを確保しつつ、熱帯林保全に係る事業活動の情報提供や情報交換等を実施。 ・ITTO事務局長を含む事務局職員と外務省幹部等との間で、定期的及び随時、意見交換を行っており、右機会に適正・効率的な事業運営の助言等を行い、我が国の考えや方針を適時インプットしている。</p>		
<p>(3) 成果目標: 効率的な組織・財政マネジメントの実現</p> <p>活動指標: 組織運営、会計報告及び外部監査報告に基づき、適正かつ効率的な事務局運営を推進</p>	<p>・組織運営、会計報告及び外部監査報告が「行財政委員会」で審議されており、我が国が委員会議長を務め、他の参加国と協調しながら、適切な運営に向けた改善等を審議している。 ・ITTO職員規則改正に関し、経費削減に向けた我が国からの提案について、理事会及び行財政委員会において、前々回、前回と集中的に審議を行っている。</p>		
<p>(4) 成果目標: 我が国の人材の活用</p> <p>活動指標: 邦人職員数の増強</p>	<p>・事務局職員数28名、うち邦人12名。(うち事務局次長に邦人職員1名在籍) ・事務局人事に関しても、事務局幹部に対し邦人職員数の増強に向け、直接働きかけや情報収集を行っている。</p>		
<p>2. PDCAサイクルの確保</p>	<p>以下のPDCAを確保している。 ①計画段階(Plan): 我が国も参加する専門家パネル(毎年春と秋の2回開催)において、事業の全体計画を予算も含めて検討・議論、精査されたプロジェクトを委員会(我が国含む)で確認し、理事会で計画を採択 ②実施段階(Do): 事務局において、上記決定に基づき、各国からの資金拠出に応じた事業を実施 ③評価段階(Check): 報告書等に基づき運営・活動を評価、プロジェクト運営委員会への我が国の参加等を通じ進捗確認 ④フォローアップ(Act): 理事会等各種会合や、事務局幹部とホスト国との対話などを通じて、我が国の経験・知識等を活かしながら適宜助言や改善提案を実施</p>		
担当課・室名	地球環境課		